

■ 許可を受けたあとの注意(令和7年2月1日時点)

(1) 許可通知書の取扱いについて

交付された許可通知書の記載事項に誤りがないか、申請した内容と合致しているか確認してください。(「建設業許可の手引き（下記 QR コード参照）」44 頁参照)

なお、許可通知書の再発行は致しません。万が一、紛失したり破損してしまった場合には、許可証明書の発行を申請してください。(「建設業許可の手引き」43 頁参照)

(2) 各種変更届出等について

次に掲げる事項に該当した場合には、「建設業許可の手引き」の該当頁に従って変更届出等を提出してください。

※必要な変更届が提出されていない場合、許可を更新することができませんので御注意ください。

提出時期	変更事項	手引き該当頁
2週間以内	<ul style="list-style-type: none">常勤役員等に関する変更（氏名変更・削除等）営業所技術者等に関する変更（営業所技術者等の変更、削除等）令第3条に規定する使用人に関する変更健康保険等の加入状況に関する変更欠格事由に関する変更等	37 頁表1-1 9①
30日以内	<ul style="list-style-type: none">営業所等に関する変更（営業所の業種変更、名称変更、新設・削除等）役員等に関する変更（代表者変更、役員等の追加・削除等）等廃業等に関する届出	39 頁表1-1 9② 35 頁、122 頁
決算終了後 4か月以内	<ul style="list-style-type: none">変更届出書（別紙8） <p>※事業年度が終了して4か月以内に必ず提出すること（5年間の決算変更届が提出されていない場合は更新をすることができません）。</p>	40 頁表1-1 9③

※提出部数：3部（正本1部+写し2部）（1部は申請者控えとして返却いたします。）

(3) 許可の更新等

許可の有効期間は、許可のあった日から5年間です。継続して建設業を営もうとする場合、更新の申請をする必要があります。更新の申請をせずに許可満了日を過ぎた場合、再度新規で許可申請することになりますのでご注意下さい。更新の申請は許可の有効期間が満了する日の30日前までに行ってください。

※受付開始は、許可の有効期限が満了する日の3か月前からになります。

※許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合は、新たな許可行政庁から新たな建設業の許可を受けることが必要になります（許可換え）。この場合、従前に受けている建設業の許可の効力は新たな許可を受けたときに失われます。

(4) 更新申請、変更届出及び廃業届の提出方法

更新申請及び変更等の届出は郵送による提出を受け付けております。「建設業許可の手引き」36 頁（4）を参照し、主たる営業所を管轄する土木事務所あて送付してください。また、令和5年1月から電子申請をご利用頂けます。詳細については下記 QR コードからご覧ください。

(5) 許可標識の掲示

許可標識を店舗及び建設工事の現場ごとに掲示してください。（「建設業許可の手引き」41 頁参照）

「建設業許可の手引き」はこちら (「建設業許可申請」の Web ページ)	建設業許可の電子申請の詳細についてはこちら (「許可及び経審の電子化」の Web ページ)
	

【建設業法の遵守について】

建設業法に違反した場合、建設業法第28条に規定する監督処分（営業停止等）の対象になります。建設業法の遵守、特に以下のような違反にならないよう十分に留意し、適切な施工体制をとられるようお願いします。

＜元請・下請間の請負契約における法令違反＞

- ① 請負契約を書面で結ばずに、口頭で済ませる行為
- ② 建設業の許可のない者と、建設業の許可が必要な金額の請負契約を結ぶ行為
- ③ 特定建設業の許可のない者が下請業者と総額5,000万円（建築一式においては8,000万円）以上の請負契約を結ぶ行為
- ④ 一括下請負に該当する請負契約を結ぶ行為

※①～④のいずれの行為においても契約当事者双方が監督処分の対象となります。

＜工事の施工における法令違反＞

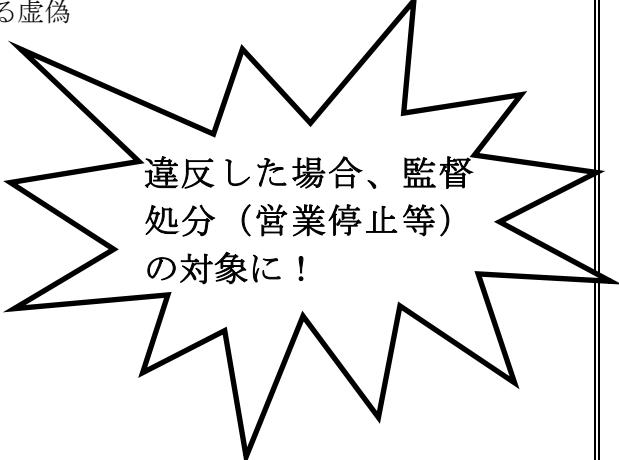
- ① 主任技術者・監理技術者の専任性を要する工事における専任性の不備
- ② 主任技術者・監理技術者に関する虚偽報告（名義貸し等）
- ③ 施工体制台帳・施工体系図作成を要する工事においての当該書類の不備

＜建設業の許可申請・経営事項審査申請における法令違反＞

- ① 建設業許可の申請書及び関係資料における虚偽
- ② 経営事項審査の申請書及び提示資料における虚偽
- ③ 変更届出等における虚偽

＜その他（建設業法以外）の違反＞

- ① 刑法違反・独占禁止法違反
(競争入札妨害、談合、贈収賄等)
- ② 暴力団や暴力団関係者の使用・利益供与等
- ③ その他、廃棄物処理法、労働安全衛生法
などの他法令違反



違反した場合、監督
処分（営業停止等）
の対象に！